

令和4年

第11回飯舘村農業委員会定例総会  
会議録

(令和4年11月18日)

飯舘村農業委員会

## 令和4年第11回飯館村農業委員会定例総会会議録

招集年月日	令和4年11月18日（金）					
招集場所	ビレッジハウス ルーム1・2					
開閉会の日時（宣言）	開会 令和4年11月18日 午後1時00分 閉会 令和4年11月18日 午後2時00分					
応（不応）招委員及び 出・欠席等委員  出席委員 7名 欠席委員 0名  ○出席・△欠席 ×不応招 ▲公務欠席	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1	赤石澤忠則	○	2	鳴原新一	○
	3	原田直志	○	4	中川喜昭	○
	5	山田 豊	○	6	西尾ツネ	○
	7	菅野啓一	○			
会議録署名委員	1番 赤石澤忠則			3番 原田 直志		
職務出席者	事務局長 三瓶 真 事務局次長 渡部誉典			事務局 草野 健太郎		
議事日程	別紙のとおり。					
会議に付した案件	別紙のとおり。					
会議の経過	別紙のとおり。					

令和4年第11回飯館村農業委員会定例総会

飯館村農地利用最適化推進委員の出席状況

no	氏名	主担当地区（行政区）	摘要
1	武田富彦	草 野	
2	木幡良勝	伊丹沢	
3	伊東一治	関 沢	議案第32号の1 議案第33号
4	高橋喜一	小 宮	
5	濱名時夫	八木沢・芦原	
6	郡 之雄	大 倉	議案第32号の2
7	菅野和彦	佐 須	議案第31号の1
8	佐藤隆男	飯樋町	欠席
9	渡邊文夫	前田・八和木	
10	三瓶政美	大久保・外内	
11	新妻幹男	蕨 平	欠席
12	林 吉安	白 石	
13	細杉朝雄	前 田	欠席

(議事日程)

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名委員の指定

日程第 3 会期の決定

日程第 4 議案第30号

農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画(変更)

申請について

日程第 5 議案第31号

飯館農業振興地域整備計画の変更(農振編入)に関する

意見について

日程第 6 議案第32号

飯館農業振興地域整備計画の変更(農振編入)に関する

意見について

日程第 7 議案第33号

農用地利用集積計画(案)に関する意見について

(会議の経過)

○開会

事務局長) ただいまから令和4年第11回飯舘村農業委員会定例総会を開会いたします。それでは初めに会長よりご挨拶いただきます。

○会長あいさつ

会 長) 午前中は朝早くから研修ということで本当にご苦勞様でした。担当の委員さんもお苦勞様でした。局長ともお話していたわけですが、できれば地元の人たちも交えて、皆さんのお話を伺えればということだったんですが、研修中の一つの地区で、地元の方々を集めていただいて、色々と話を聞いたということも、皆様にとって大変有意義なことであり、今後活かせるのかなと思います。次回12月にまた視察研修がございます。回る順番については、後程全体会議の方で事務局からお話するようでございますので、帰村している方々も含めて、できれば農家さん等に委員皆さんから声をかけていただいて、現場の生の声を聴かせていただければと思います。午前中はどうもご苦勞様でした。また、10月31日に農業者のとの意見交換会ということで、多くの皆さまにご参加をいただき、誠にありがとうございました。多分大盛会の内に終わったのかなと思います。地元に戻って営農再開されている花農家さん中心に、今回進めさせていただきましたけれども、大田花きさんも交えて大変有意義に意見交換がなされたのかなと思います。本当にご苦勞様でした。今回の総会の議案は8件ございますので、慎重審議の程よろしく願い申し上げまして、進めさせていただければと思います。今日はご苦勞様でした。

会 長) 本日の定例総会出席委員7名、定足数に達しています。よって、本日の定例総会は成立することを宣言します。  
(議事進行、会長が議長となり会議を運営する)

○日程第1 諸般の報告

議 長) 本日の定例総会の議事日程及び議案は配布のとおりです。  
日程第1 諸般の報告を事務局に求めます。

事務局) 諸般の報告として、前回定例総会から本日までの主な経過と今後の予定を報告。

○日程第2 会議録署名委員の指定

議長) 会議録署名委員の指定を行います。  
会議規則第22条の規定により、1番 赤石澤忠則 委員、  
3番 原田 直志 委員を指名いたします。

○日程第3 会期の決定

議長) 会期の決定についてお諮りします。  
会期は本日1日限りにしたいと思います。  
ご異議ありませんか。  
(『異議なし』の声あり)

議長) 異議なしを認め、今回の定例総会の会期は本日1日限りに決定します。

○日程第4 議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議長) 議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について を議題といたします。

議長) それでは、議案第30号について、事務局より概要説明と調査による所見の報告をいたさせます。

事務局) それでは、議案第30号を(議案のとおり)説明します。  
都合により担当委員が欠席となったため、調査の確認の内容を委員から聞き取りしておりましたので、代理で事務局から説明させていただきます。設定人及び被設定人に確認しましたところ、申請の内容に相違はないということで、変更契約のとおり、工事期間が変更となったことについては問題ありません、とのことでした。以上です。

議長) 以上の説明がありました。暫時休議します。  
(休議13:07~13:08)

議長) 再開します。議案第30号について、質疑を求めます。  
(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。  
議案第30号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第30号は原案のとおり可決することといたします。

日程第5 議案第31号 飯舘農業振興地域整備計画の変更(編入)に関する意見について

議 長) 議案第31号 飯舘農業振興地域整備計画の変更(編入)に関する意見について を議題とします。  
議案が2件あるため、順番に進めます。

議 長) それでは、議案第31号の1について、事務局より概要説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第31号の1を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)菅野和彦が報告します。  
村担当部署から議案内容について先日説明を受け、農業委員会にて内容をご審議いただきたいということでございます。申請範囲には滑と山木と、佐須2班が該当の地域になっております。今回は、地目上は原野や雑種地になっている農地も含めた農業基盤整備を実施するにあたって、編入の計画申出に至ったということでございます。皆様にご審議いただき、是非とも了解をいただきたいところですので、よろしく検討の程お願いします。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。  
(休議13:13~13:16)

議 長) 再開します。議案第31号の1について、質疑を求めます。  
(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。  
議案第31号の1について、申出のとおり了承することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第31号の1は申出のとおり了承すること  
といたします。

議 長) 続きまして、議案第31号の2について、事務局より概要説明を  
いたさせます。

事務局) それでは、議案第31号の2を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農業委員)赤石澤忠則が報告します。

10月31日に村担当部署の職員とお会いしまして、話をお聞き  
しました。その内容につきましては、今事務局から説明があった  
とおりであります。なお、今回の編入の対象となっている様々な  
地目の土地に関しては、地権者の方には直接聞き取り調査は行っ  
ておりません。それは、申請前段階で、申請人から地権者の方にも  
説明をして、理解を得ているということでございますので、本人  
確認等は行っておりません。ただ、ここの土地を利用している  
農業法人に11月14日にお話をお聞きしました。今回の事業が  
令和5年から令和11年までの6年間かかるということで、現在  
付近の農地を10年間借り受けて、牧草などを栽培しているの  
ですが、事業中は営農できない中で、終了後は10年契約の9年目  
になるため、その後の農地管理はどのようにお考えですか、と伺  
いましたところ、法人内で若い後継者が育っておりまして、その  
後継者の方も、今後法人の営農事業をやっていききたい意向を持  
っているようでありました。契約10年目以降もここの農地が整備  
された後には、借り受けてここで営農活動をしていきたいとい  
うことでありました。ここからは個人の所見ではありますが、こ  
この使い勝手が良くなって、なおかつ農業法人さんによって引き  
続き利用していただけるとのことで、大変結構だなということ  
で感じました。以上審議の程よろしくお願ひいたします。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。  
(休議13:22~13:23)



議 長) 再開します。議案第31号の2について、質疑を求めます。  
(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。  
議案第31号の2について、申出のとおり了承することにご異議  
ありませんか。  
(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第31号の2は申出のとおり了承すること  
といたします。

日程第6 議案第32号 飯館農業振興地域整備計画の変更(除外)に関する  
意見について

議 長) 議案第32号 飯館農業振興地域整備計画の変更(除外)に関する  
意見について を議題とします。  
議案が4件あるため、順番に進めます。

議 長) それでは、議案第32号の1について、事務局より概要説明をい  
たさせます。

事務局) それでは、議案第32号の1を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)伊東一治が報告します。  
この件につきましては、今事務局の方から説明ありましたとおり  
6月27日に現地調査をいたしまして、翌月7月20日に委員会  
の総会において異議なしということで皆様に非農地の承認をいた  
だいている案件でございます。以上です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。  
(休議13:26~13:27)

議 長) 再開します。議案第32号の1について、質疑を求めます。  
(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。  
議案第32号の1について、申出のとおり了承することにご異議  
ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第32号の1は申出のとおり了承すること  
といたします。

議 長) 続きまして、議案第32号の2について、事務局より概要説明を  
いたさせます。

事務局) それでは、議案第32号の2を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)高橋喜一が報告します。  
11月15日に、事務局2名、申請者代理人の行政書士1名と私  
で、現地を確認して、代理人から内容等について説明をいただき  
その説明内容については申出内容と相違なく異論もありませんで  
した。申出者からも改めて委員会の中で審議の程お願いしたいと  
話がありました。そのようなところで、よろしくどうぞお願いい  
たします。以上です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。  
(休議13:34~13:35)

議 長) 再開します。議案第32号の2について、質疑を求めます。  
(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。  
議案第32号の2について、申出のとおり了承することにご異議  
ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第32号の2は申出のとおり了承すること  
といたします。

議 長) 続きまして、議案第32号の3について、事務局より概要説明を  
いたさせます。

事務局) それでは、議案第32号の3を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農業委員) 嶋原新一が報告します。

この案件は、帰還困難区域における企業誘致の目的で行われた事業であります。内容は事務局が説明した通りですが、この件については、9月19日の行政区の説明会において全戸にも話をした中で、こういう事業を進めるよ、ということでお話を受けているところですが、申出農地については、現在環境省の仮置き場になっているところを含んでおります。帰還困難区域内の復興拠点区域外の土地については、国が新たに創設した制度を活用することにより、避難指示解除を行うことができます。この度、企業誘致される土地はこの制度に該当するということで、この場所の選定になったということでございます。また選定にあたっては、環境省の除染事業が既に入っていた土地であり、改めて放射線量低減のための整備費等がかからない場所であったために選んだような経過もあるようです。この事業については、脱水した汚泥を燃やして、減容化し、その燃やしたものを材料にして堆肥肥料を作るものと聞いており、また、村外では既に事業実績があると聞いております。環境の問題等もあるため、行政区としても慎重審議のうえやってきたところではありますが、今度の行政区の説明会の際改めて詳細に事業者から説明が行われるとのことであり、正式に再出発をする予定です。事業の開始にあたっては申出のとおり計画の変更除外が必要になるということでもございましたので、改めて審議の程をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議 13:42~13:43)

議 長) 再開します。議案第32号の3について、質疑を求めます。

(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。

議案第32号の3について、申出のとおり了承することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第32号の3は申出のとおり了承することといたします。

議 長) 続きまして、議案第32号の4について、事務局より概要説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第32号の4を(議案のとおり)説明します。

議長) 次に担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農業委員)鳴原新一が報告します。

なぜこの申出農地に公園を作るのか、ということでございますが復興拠点エリア内については、住宅の新設や帰還しない方は解体等整備が進んだところですが、エリア外についてはそういった整備がなされていなかった状態でした。なんとかそういうところについても農地除染等まではいかなくとも、住宅や畜舎や作業場等がある中で、何か村でもできないかと要望してきた経過の中で、エリア外に公園を作り、エリア外の土地の避難指示解除を行うことが目的でございます。今度避難指示解除になれば、自由に来てみるような公園になると思います。経過的にはそういう内容でございました。これについても長泥地区住民全員での要望をした結果でございますので、ご報告申し上げ、承諾してもらえるようお願いできればと思います。以上です。

議長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議13:50~13:52)

議長) 再開します。議案第32号の4について、質疑を求めます。

(『質疑なし』の声あり)

議長) 質疑を終了し、採決いたします。

議案第32号の4について、申出のとおり了承することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議長) 異議なしと認め、議案第32号の4は申出のとおり了承することといたします。

日程第7 議案第33号 農用地利用集積計画(案)について

議長) 議案第33号 農用地利用集積計画(案)について を議題とします。

議長) それでは、議案第33号について、事務局より概要説明をいただきます。

事務局) それでは、議案第33号を(議案のとおり)説明します。  
議 長) 次に担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)伊東一治が報告します。  
去る9月3日に農地中間管理事業説明会ということで、今回の大本となる、誰がどこを誰に貸すか、ということが行政区全体に示されました。同時に事業の取組に賛同いただけるかということで、地権者の方々お集まりいただいたところで、お話を伺ったところ、貸さないという人は誰もおりませんでした、正直なところ皆さん年を重ねておりますので、できれば借りてやってくださいと、というような話の内容でございました。11月13日に2回目の中間管理事業の説明会がありまして、そのときも地権者さんと担い手さんに集まっていたいて、今後の契約書類のとりまとめの話や、参加者からの質疑応答を受ける場面がありました。現在は事務局からも説明がありましたように12月4日の調印式に向けて契約書類のとりまとめをしているところであります。経過としては以上であります。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。  
(休議13:57~13:59)

議 長) 再開します。議案第33号について、質疑を求めます。  
(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。  
議案第33号について、計画案のとおり了承することにご異議ありませんか。  
(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第33号は計画案のとおり了承することといたします。

#### ○閉会の宣告

議 長) 本日の議事は以上をもって、全て終了いたしました。  
これで令和4年第12回飯館村農業委員会定例総会を閉じます。

以上は、会議の経過を記録した内容に相違ないことを確認し署名する。

令和4年11月18日

飯舘村農業委員会 会長 菅野啓一

同 議事録署名委員 2番 嶋原新一

同 議事録署名委員 4番 中川喜昭